

業務委託契約書



収入印 紙	収入印 紙
収入印 紙	収入印 紙

- 1 業務名 東部下水処理場等運転維持管理業務委託
- 2 履行場所 高松市屋島西町外19町地内
- 3 契約期間 契約締結の日から平成36年3月31日まで
- 4 履行期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

5 業務委託料										円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額										円

6 契約保証金										円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

高松市契約規則第22条（契約金額の10%以上）

- 7 業務委託料支払条件
毎月業務完了検収合格後、適法な請求書を高松市が受領した日から30日以内に支払うものとする。
(月別の委託料内訳は別表のとおり)

- 8 報奨金
仕様書に定める支出基準を達成し、適法な請求書を高松市が受領した日から30日以内に報奨金3,300,000円（うち消費税額300,000円）支払うものとする。（最大5回）

この業務の委託について、高松市（以下「委託者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受託者」という。）との間に、地方自治法、地方公営企業法施行令、高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第100条において準用する高松市契約規則及び次の条項により委託契約を締結した。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者、受託者を記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

委託者 高松市長
大西 秀人 印

受託者 住 所
氏 名 印

(総則)

- 第1条 受託者は、委託者が設置する下水処理施設（下水処理場、再生処理施設、発電施設、M I C S施設）、汚水ポンプ場（分流式汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ施設）、雨水ポンプ場（分流式及び合流式雨水ポンプ場、合流式ポンプ場）等（以下「下水道施設」という。）の機能が十分発揮でき、かつ所定の能力が保持できるよう、本契約書、仕様書、受託者が提出した技術提案書等（以下「契約書等」という。）で定めるところにより、下水道施設の運転維持管理業務（以下「業務」という。）を誠実に履行しなければならない。
- 2 受託者は、仕様書で定める性能基準を担保することを条件とし、自らの裁量で業務を安全かつ効率的に実施するものとする。
 - 3 受託者は、業務を契約書記載の期間内に、仕様書に基づき履行するものとし、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
 - 4 仕様書に明示されていないもの又は交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書等に定める指示、請求、通知、報告、届出、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急時等やむをえない事情がある場合には、委託者、受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者、受託者は、すでに行った指示等を書面に記載し、遅滞なくこれを受託者に交付するものとする。
 - 3 委託者、受託者は、この契約書等に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
 - 4 下水道施設台帳のほか、委託者との協議により電磁的記録により報告を行う事項については、前3項に該当しない。

(契約の保証)

- 第3条 受託者は、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）の規定により公告その他の契約の申込みの誘引において委託者から求められたときは、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は委託者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡、再委託等の禁止）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、法令に適合し、かつ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、仕様書で規定する業務の主たる部分を第三者に再委託、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受託者は、軽微な事項を除いて、業務の一部を再委託し、又は請け負わせたときは、相手方の商号又は名称その他必要な事項について、委託者に報告しなければならない。

（モニタリング）

- 第5条 受託者は、仕様書で定める手法により、性能基準の達成状況について委託者のモニタリングを受けるものとする。
- 2 受託者は、モニタリングに必要な資料を指定された期日までに提出するものとする。
 - 3 モニタリングを行うための費用は、前項の規定に基づき提出する資料の作成費用を除き、委託者が全額負担する。ただし、性能基準の未達成に伴う再度のモニタリングを行うための追加費用は、受託者が全額負担する。
 - 4 モニタリングの内容に疑義がある場合は、受託者は、委託者に対し再度のモニタリングの実施を請求ができるものとする。この場合の調査は、委託者、受託者が立会いの下に行うものとする。

（性能基準不適合に対する措置）

第6条 モニタリングの結果、受託者の業務内容が性能基準に適合しないことが判明したときは、受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合などを除き、委託者は、受託者に対して、是正の勧告を行うものとする。

- 2 是正の勧告を行うときは、受託者が措置を行う期限を明示するほか、仕様書で定める手続きによるものとする。
- 3 第1項の場合において、性能基準不適合事項が重大なものであるとき、又は履行期間中の繰り返しの発生事項であるとき、若しくは、受託者が是正の勧告に対する措置期限を遵守しない場合は、委託者は、受託者に対して、是正の指示を行うものとする。
- 4 是正の指示を行うときの手続きは、第2項を準用する。
- 5 是正の勧告及び指示に対する措置に係る費用は、受託者が負担する。
- 6 受託者は、是正の勧告及び指示に対する措置を完了したときは、その内容等について、委託者に速やかに報告しなければならない。
- 7 委託者は、前項の措置完了の報告を受け、その内容が妥当であるときは、受託者に措置の承諾及び完了認定日を通知するものとする。
- 8 委託者は、受託者が行った措置が不十分であると認める場合は、受託者に対して、措置の不承諾を通知するものとする。

(性能基準不適合に対する罰則)

第7条 受託者が期限までに、是正の指示に対する措置を完了しないときは、期限の翌日から是正完了日までの期間について、当該施設、当該業務に係る部分の委託料の全部、又は一部を減額する。

- 2 委託者は、前項の委託料減額に併せて、総括業務責任者等の担当者、物品の調達先、業務の再委託先の変更を指示することができる。
- 3 委託者は、是正の指示に対する措置についての前条第8項に規定する手続きが完了するまでの期間においては、前2項の処分は留保するものとする。
- 4 第1項の場合において、法令等遵守や公益を確保するために必要なときは、委託者は受託者に代わり業務の一部を直接執行することができる。このときに要した費用については、業務委託料から減額して相殺する。

(検収)

第8条 受託者は、毎月の業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務完了届を受理したときは、受理した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検収を行わなければならない。

- 3 前項の検収の結果不合格となり、委託業務内容の補正を命ぜられたときは、受託者は遅滞なく当該補正を行い、再検収を受けなければならない。この場合において、再検収の期日については前項を準用する。

(業務委託料の支払)

第9条 受託者は、検収に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(報奨金の支払)

第10条 仕様書に定める報奨金の支出基準が達成されたときは、委託者は受託者に通知するものとする。

- 2 受託者は、前項の通知があったときは、報奨金の支払を請求することができる。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に報奨金を支払わなければならない。

(緊急事態時の取扱い)

第11条 委託者は、流入水質を逸脱する流入下水があった場合、天災、事故等の不可抗力により下水道施設に損傷が生じた場合、その他特別の理由により委託者、受託者が必要と認めた場合(以下これらを「緊急事態」という。)は、業務を一時的に委託者の指示の下におくことができるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する緊急事態により発生した損害は、原則として委託者が負担するものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき理由による損害、受託者が委託者の指示に定められた方法に従わなかったために生じた損害は、受託者の負担とする。

- (1) 下水道施設の水質に重大な影響を及ぼす有害物質、化学物質等が原因で受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、活性汚泥の死滅等が発生し下水を処理することが不可能になった場合の処理機能を回復するための費用等
- (2) 天災の場合で受託者の対応に故意又は過失がないにもかかわらず、下水道施設が損傷し、機能を発揮することが不可能になった場合の下水道施設を修復するための費用等
- (3) その他受託者の責務に帰することができない外的要因によると公正に判断できる場合の費用等

(契約の変更等)

第12条 委託者は、必要がある場合には、仕様書の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合、契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者が協議して書面によりこれを定める。

2 前条で規定する緊急事態となったときは、委託者と受託者が協議して、契約内容の変更について書面により定める。

(履行遅滞の場合における遅延損害金)

第13条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合で、当該期間後に完了する見込みがあるときは、委託者は、受託者から遅延損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金の額は、未完了部分の業務委託料につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額とする。

3 委託者の責めに帰すべき理由により、第8条第2項及び第3項、第9条第2項並びに第10条第2項の規定による業務委託料等の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(委託者の契約解除権等)

第14条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(4) 第7条第1項に基づく委託料の減額が、同一の事項について1年間継続したとき。

(5) 前4号のいずれかに該当する場合のほか、受託者が契約事項に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき。

(6) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

ア 代表一般役員等（受託者の代表役員等（代表権を有すると認めべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下このアにおいて同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団関係者であると認められるとき。

- イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかなを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 契約等に当たり、その相手方がアからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- カ アからエまでのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合(オに該当する場合を除く。)に、委託者が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による契約解除)

第15条 委託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第7条の2第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体(以下「受託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反

する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受託者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(5) 受託者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

第16条 委託者は、業務が完了するまでの間は、前2条に定めるもののほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第14条又は第15条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否した場合又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。ただし、第14条第7号の規定による契約解除の全部又は一部について、第3条第1項第3号及び第4号に掲げる保証が適用されない場合は、その適用されない範囲においては、この限りでない。

(受託者の契約解除権等)

第18条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第12条第1項の規定による契約の変更等により契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第12条第1項の規定による中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。
- (3) 委託者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(損害のために必要な経費の負担)

第19条 この契約の履行につき生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担するものとし、その額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(瑕疵担保)

第20条 委託者は、性能基準を達成するための個別の役務、工事、物品調達等(以下「目的物」という。)に瑕疵があるときは、受託者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、委託者は修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、受託者から目的物の引き渡しを受けたとき、又は受託者の目的物に係る行為(以下「目的行為」という。)が終了してから2年以内に行わなければならない。
- 3 委託者は、目的行為の終了の際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受託者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 委託者は、目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又は毀損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又は毀損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、目的物の瑕疵が、委託者が支給した材料の性質若しくは委託者の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受託者

がその材料又は指図が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(談合その他不正行為による賠償金)

第21条 受託者は、第15条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、委託者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、委託者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、委託者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(技術提案不履行による違約金)

第22条 委託者は受託者が技術提案を行った内容を履行しない場合は、違約金を徴収することができる。違約金の金額は、重要度と不履行期間を勘案して、委託者と受託者との協議により定める。

(違約金等の徴収)

第23条 受託者がこの契約に基づく違約金、遅延損害金又は賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(事務室等の貸借)

第24条 受託者は、業務遂行のため、下水道施設内の事務室、控え室、浴室、備品等(以下「事務室等」という。)を、契約期間中無償で貸借することができる。

2 受託者は、事務室等の貸借を受けようとするときは、委託者の承諾を得るものとする。

3 受託者は、委託業務の完了、契約の解除又は業務計画等の変更等によって不用となった物品等は、遅滞なく委託者に返還しなければならない。

(知的財産権の保護)

第25条 受託者は、この契約の履行に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される権利を保護しなければならない。

2 受託者は、第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

第26条 受託者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 開示後に委託者又は受託者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 委託者及び受託者が契約に基づく秘密保持義務に対象としないことを書面により合意した情報

3 受託者は、委託者の承諾なく、業務に関する内容を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲り渡してはならない。

(委託業務の引継ぎ)

第27条 受託者は、技術指導が必要と認められる期間は、前任の受託者に技術指導を受けるとともに、後任の受託者に技術指導を行わなければならない。

2 前項の技術指導に係る期間については、委託者、受託者及び前任、後任の受託者が協議することとし、技術指導に要する費用については、委託者は負担しない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

第28条 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受託者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受託者 契約の相手方をいう。
- (2) 物品の買入れ等 物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに当該建設工事に係る設計、調査及び測量の委託等を除く。）をいう。
- (3) 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。
- (7) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

（専属的合意管轄）

第29条 委託者及び受託者は、本契約に関係する一切の当事者間の紛争については、頭書の業務場所を所管する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

（賃金の変動に基づく業務委託料の変更）

第30条 委託者又は受託者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準の変動により業務委託料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 変更後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、電工の労務単価（香川県における基準額）（以下、この条において「基準単価」という）に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあつては、委託者が定め、受託者に通知する。

3 第1項に規定する不相当となったときとは、基準単価が当初採用額と比して、5%を超えて増減した場合とする。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により業務委託料の変更を行った後再度行うことが出来る。この場合においては、同項中「契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務委託料変更の基準とした日」とす

るものとし、また、第3項中「当初採用額」とあるのは、「直前の変更後採用額」とするものとする。

(法令変更)

第31条 委託者又は受託者は、契約期間内で、本業務に直接関係する法令(特に本件施設の運営その他に関する事項を直接的に規定することを目的としたもの)が変更されたことにより、本件業務に関して合理的な費用変更の事由が発生した場合には、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 変更後業務委託料は、請求のあった日を基準とし、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、委託者が定め、受託者に通知する。

3 第1項の規定による請求は、同項「本業務に直接関係する法令」に該当しない法人税その他の税制変更(消費税率の変更は除く。)及び受託者に対して一般的に適用される法令の変更は適用外とする。

(消費税率等の改定)

第32条 この契約締結後、消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、委託者は、この契約をなんら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払う。

(定めのない事項等の処理)

第33条 この契約に定める事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、委託者、受託者協議して決定するものとする。

別表

	平成31年度		平成32年度		平成33年度		平成34年度		平成35年度	
	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額	業務費	消費税額
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
合計										